

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 申請はお済みですか

町では、令和3年11月19日に閣議決定した国の経済対策事業の一環として、児童1人あたり10万円を順次支給しています。

公務員の方、高校生等のみを養育している方などは申請が必要ですので、3月18日(金)までに、郵送（必着）または子育て支援課に申請書を提出してください。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

☎ 子育て支援課 ☎ 2127

## 児童クラブ春休み期間限定利用登録受付

春休み期間のみ児童クラブを利用する方の登録申請を子育て支援課で受け付けます。

受付期間 ▶ 2月1日(火)～21日(月)（土日祝日除く）

※郵送可、受付期間厳守。

☎ ①令和4年度新1年生②現在1～6年生

必要書類 ▶ 登録申請書、家庭状況調査書、就労証明書等、留意事項兼同意書、児童クラブ利用延長申請書（延長希望者のみ）

※申請書等は、子育て支援課で配布します。（町ホームページからもダウンロード可）

利用期間 ▶ 3月23日(水)～給食が始まる日の前日

※①新1年生は4月1日(金)～給食が始まる日の前日

②現在6年生は3月23日(水)～31日(木)

その他 ▶ 児童クラブ施設内での感染症拡大防止の観点から、自宅での保育が可能な方は、児童クラブの利用自粛にご協力をお願いします。

☎ 子育て支援課 ☎ 2160

## 卒業・入学祝金を支給します

☎ 卒業祝金…町内に住所を有する方で、令和4年3月に中学校を卒業する就学援助制度を利用している生徒

入学祝金…町内に住所を有する方で、令和4年4月に小学校または中学校に入学する児童を養育している母子・父子家庭の母または父

支給額 ▶ 1人1万円

支給時期 ▶ 令和4年3月

☎・☎ 2月1日(火)～18日(金)に支給対象者の印鑑をご持参のうえ、伊奈町社会福祉協議会 ☎ 722-9990へ

## お子様が今春、小・中学校へ入学予定の 保護者の皆様に入学通知を発送します

今春、町立小・中学校に入学予定のお子様がいる保護者の方に、1月下旬～2月上旬にかけて、入学通知書を送付しています。

期間が過ぎても通知が届かない場合は、お問い合わせください。

☎ 学校教育課 ☎ 2531

## 住民税非課税世帯等に臨時特別給付金を給付します

※制度やスケジュールは変更となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に給付金を支給することが政府から発表されました。

給付対象者 ▶ ① 基準日（令和3年12月10日）時点で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯（非課税世帯）

② ①のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様と認められる世帯（家計急変世帯）

給付額 ▶ 1世帯あたり10万円（①と②の併給はできません。）

給付方法 ▶ 口座振込

①住民税非課税世帯向け **確認書を送付します** **返送が必要です**

住民税非課税世帯へ町から確認書を送付します。（2月中旬以降を予定）

↓

確認書には振込先予定の令和2年に実施した「特別定額給付金」の口座番号があらかじめ記載されています。修正がなければ必要事項を記入し、3か月以内に封筒で返送してください。（確認書に記載がない場合は口座を記入してください。）

↓

指定口座に振り込みます。（申請から1か月程度）

※口座情報の修正がある場合または記載がない場合は、口座番号がわかるものと身分証明書の写しが必要です。

※確認書が届いた場合でも世帯全員が住民税課税者に扶養されている場合は、確認書の提出はできませんのでご注意ください。

②家計急変世帯向け **申請が必要です**

世帯全員の令和3年中（または令和4年中）の収入が住民税非課税相当であるか確認をしてください。（下記【市町村住民税均等割非課税限度額の目安】参照）

↓

給与明細、源泉徴収票、退職日がわかるもの等と身分証明書、口座番号が記載されているものを役場へ持参し、申請書を提出します。

↓ ※令和4年9月までに申請が必要です。

町で支給要件に該当するか確認

↓

指定口座に振り込みます。（申請から1か月程度）

※申請先は申請時点での住所地市区町村です。

### 【市町村住民税均等割非課税限度額の目安（家計急変世帯向け）】

家族構成例	非課税相当限度額 (給与収入ベース)	非課税相当限度額 (所得ベース)
単身または扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族が1名の場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族が2名の場合	168.3万円	110.8万円
配偶者・扶養親族が3名の場合	209.9万円	138.8万円
配偶者・扶養親族が4名の場合	249.9万円	166.8万円

※非課税相当限度額は、市区町村・障害の有無等により異なりますのでご注意ください。

☎ 臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-526-145（9時～20時）

または住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当（福祉課内） ☎ 2126

### （参考）非課税相当限度額の考え方

●生活保護級地区分（伊奈町の場合）

・所得額ベース  
28万円×世帯人数+10万円（+16万8千円※世帯人数が2名以上の時に加算）

※世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族（16歳未満の者も含む）の合計人数

・収入ベース  
所得ベース限度額+給与所得控除額

税法上の扶養に入る条件は所得金額48万円以下（給与収入103万円以下）

# 住宅借入金等 特別税額控除

## 住宅ローン控除

図 税務課⑨2152

所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、翌年度の住民税から控除されます。

☑ 平成21年～令和4年12月31日の間に入居し、前年の所得税から住宅ローン控除を引ききれない方（年末調整・確定申告の内容により適用されます。）

### ●年末調整で住宅ローン控除を受ける方

勤務先から役場に提出される給与支払報告書の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「居住開始年月日」が記載されている必要があります。源泉徴収票を確認し、摘要欄に記載がない場合は勤務先の経理担当者等にご確認ください。

### ●確定申告をする方（所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年分の場合）

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書等必要書類を添付して税務署で確定申告してください。また、2年目以降の適用を確定申告で行う場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日の記載をしてください。

### ●住民税からの控除額

次の①または②のいずれか小さい額

- ①前年分の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
- ②前年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）



### ●消費税引き上げに伴う控除額等の変更

平成26年4月1日～令和3年12月31日の間に入居し、特定取得（消費税率8%または10%が適用される住宅取得）に該当する方は、②の控除額は前年分の所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）となります。

また、令和元年10月1日～令和2年12月31日の間に入居し、特別特定取得（消費税率10%が適用される住宅取得）に該当する方は、控除期間が3年間延長されます。延長された3年間の控除額は、次の(1)または(2)のいずれか小さい額です。

- (1)住宅ローン残高と住宅取得等対価（上限4,000万円、長期優良住宅または低炭素住宅の場合は上限5,000万円）のうち、いずれか小さい額の1%
- (2)住宅取得等対価－消費税額（補助金や住宅取得等資金贈与額は差し引かない）の2%÷3

※平成19年または平成20年に入居した方は、所得税で控除期間を15年に延長する特例が設けられているため、住民税から控除することはできません。

### ●令和3年度税制改正による住宅ローン控除の特例延長

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間（※）に契約した場合、令和4年12月31日までの入居者を対象とします。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

※注文住宅の場合…令和2年10月1日～令和3年9月30日

分譲住宅などの場合…令和2年12月1日～令和3年11月30日